

新見市立新見南中学校

いじめ問題対策基本方針

平成30年4月改定

いじめに関する現状と課題
・本校では、例年数件のいじめ問題が起こっている。学級内で、あるいは上級生から下級生に対して、からかいや心ない言葉の投げかけという事例が多く、生徒の人権意識の高揚が課題となっている。また最近では、スマートフォン、その他の通信機器を利用して、情報交換を行う生徒も多く見られ、入学して間もない時期に、1年生同士でSNS等への書き込みに起因する生徒間トラブルも起きている。学校内だけでなく、保護者・関係機関との連携を進めながらいじめの未然防止・早期発見・適切な対処に取り組む必要があり、そのために、組織的な取組と教職員研修の充実が必要である。

いじめ問題への対策と基本的な考え方
〈基本理念〉 いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、および他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。 〈学校および職員の責務〉 いじめを防止し、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、早期の解決と再発防止に努める。 〈重点となる取組〉 インターネット上のコミュニケーショントラブルに対応したネットモラル向上をねらいとした取組や、自他の生命の尊重を主題とした集会活動などを通して、人権意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関との連携
〈連携の内容〉 1 いじめ問題に対する学校の基本方針をPTA総会や学年支会で説明し、保護者の理解と協力を得る。 2 学校運営協議会の場を活用し、地域での情報提供依頼を行う。また、学校の取組に対する助言をいただく。 3 民生委員、主任児童委員、少年警察協助力、保護司と情報交換を行う。 4 学校日より、HP、学級通信等を活用し、いじめ防止対策について啓発を行う。	い じ め 対 策 委 員 会 〈対策委員会の役割〉 - 学校の基本方針に基づき、年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。 - いじめの未然防止、早期発見のため、体制整備を担う。 - いじめを認知した場合には、いじめに関わる生徒とその保護者に対する相談・支援等の窓口となる。 〈対策委員会の開催時期〉 - 定例として年3回（学期ごと）開催する。ただし、緊急の対応を要する場合、随時開催する。 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉 - 定例の委員会の内容は職員会議で情報の共有を行うほか、必要に応じて、職員朝礼で情報共有を行う。 〈構成メンバー〉 - 校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 全 教 職 員	〈連携機関名〉 - 岡山県教育委員会・新見市教育委員会 〈連携の内容〉 - いじめ問題の解決が、学校だけでは困難な場合に、いじめ問題対応専門チームの支援を受ける。 - ネットパトロール、子どもホットライン等 〈学校側の窓口〉 - 教頭 〈連携機関名〉 - 倉敷児童相談所・新見市子ども課 〈連携の内容〉 - 保護者支援の相談等 〈学校側の窓口〉 - 教頭 〈連携機関名〉 - 新見警察署生活安全課 〈連携内容〉 - 被害者の生命や財産に重大な被害が生じる恐れがある場合、早期の解決を目指す。 〈学校側の窓口〉 - 校長

学 校 が 実 施 す る 取 組	
1 い じ め の 防 止	① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図る。 ② 授業改善に努め、「学び合いのある授業」づくりを進めるとともに、互いに認め合う意識を高める。 ③ 生徒の努力や活動の成果を認める「善力チケット」を活用し、自己肯定感、自己有用感を育む。 ④ 保護者、地域住民その他の関係者との連携を深めるとともに、生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。 ⑤ いじめ防止、人権意識高揚を図るため、道徳、学級活動等の時間を利用し、「いじめについてを考える集会」や「人権集会」を実施する。 ⑥ インターネットを通じて行われるいじめを防止し適切に対処できるように、外部講師を招いてインターネットやスマートフォン等の情報モラル講演会を行う。 ⑦ 生徒理解会議を毎月開催するとともに、i-check の活用など、いじめ防止対策に係る校内研修を充実させる。
2 早 期 発 見	① いじめを早期に発見するため、生徒に対して定期的な調査を次のとおり実施する。 - 生徒を対象にしたいじめについてのアンケート調査（毎月） - 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査（5月、11月、2月） ② 生徒および保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。 - スクールカウンセラーの活用 - いじめの相談窓口の設置 ③ 校内巡視、部活動や登校・下校指導などでの生徒の行動観察、変容の把握に努める。
3 い じ め へ の 対 処	① いじめの疑いを確認したり、相談を受けたりした場合は、教職員が情報を共有し、いじめを受けた生徒や知らせてきた生徒の安全を第一に考え、早急に詳細な事実確認を行う。 ② 直ちにいじめ対策委員会を開催し、対処方針など組織的な対応を検討する。また、必要に応じて警察等、関係機関と連携する。 ③ いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるよう、対処方針を保護者に説明し、寄り添い支える体制をつくる。 ④ いじめた生徒に対して、いじめは人権を侵害し、生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれのある許されない行為であることを理解させる。また、いじめを受けた生徒へ謝罪とともに、自らの行為の重大さについて自覚させる。 ⑤ いじめの背景に着目するとともに、保護者の協力を得ながらいじめた生徒が健全な人格形成ができるよう指導を継続する。 ⑥ いじめがあった学級、学年など集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、許さない集団づくりを行う。 ⑦ いじめが解決したと判断した後も、いじめられた生徒について日常的に注意深く観察し、面談や保護者との連絡を継続する。 ⑧ 重大事態が発生した場合は新見市教育委員会の判断を受け、いじめ対策委員会を母体とした調査組織を設置する。